

令和4年5月検針分または6月検針分から新料金となります。

水道メーターの検針は2ヵ月に1回、奇数月と偶数月に分けて行いますので、地区により料金改定の時期が異なります。

**【東山・大浜・万代・栄】  
にお住まいの方（奇数月検針）**

令和4年5月検針分（4・5月分の使用水量）は前半1ヵ月分が旧料金、後半1ヵ月分が新料金となります。

**【高台・大和・御崎・清住・相生・宮園・  
野東・敷島内】にお住まいの方  
（偶数月検針）**

令和4年6月検針分（5・6月分の使用水量）から全て新料金となります。